

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	アーカス・インベストメント・リミテッド(Arcus Investment Limited) 取締役 エグゼクティブ・ディレクター エドワード・カートライト(Director/Executive Director Edward Cartwright)
【住所又は本店所在地】	連合王国ロンドン セカンドフロア, 7ストラットフォードプレイス W1C 1AY (2nd floor, 7Stratford Place, London W1C 1AY, UK)
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年3月23日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社 S H I F T
証券コード	3697
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所プライム市場

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	アーカス・インベストメント・リミテッド
住所又は本店所在地	連合王国ロンドン セカンドフロア, 7ストラットフォードプレイス W1C 1AY (2nd floor, 7Stratford Place, London W1C 1AY, UK)
事務上の連絡先及び担当者名	アーカス・リサーチ・リミテッド 春木孝之
電話番号	03-5464-7376

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年3月13日
訂正箇所	2026年3月18日に提出した変更報告書No.1を訂正するため、同日訂正報告書を提出いたしました。当該報告書の表紙を誤って変更報告書に係る記載をしてしまいました。このため当該表紙の記載を以下の通り訂正致します。 提出書類 変更報告書No.1 訂正報告書 根拠条文 法第27条の25 第1項 法第27条の25第3項 報告義務発生日、提出者及び共同保有者の総数（名）、提出形態、変更報告書提出事由は全て該当事項なし なお、2026年3月19日に提出した訂正報告書については、上記の訂正内容とするところ、誤った訂正のため、以下の通り元に戻します。

(訂正前)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

2026年3月18日に提出した変更報告書No.1の表紙内、（提出書類）及び（根拠条文）の表記に誤りがありましたので、訂正します。

提出書類 誤 変更報告書No.1

正 訂正報告書

根拠条文 誤 法第27条の25第一項

正 法第27条の25第3項

(訂正後)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上増加したため